

静岡市建築基準法施行細則の一部改正（案）の概要

1 改正の理由

建築基準法の一部改正（平成30年9月25日施行）により、認定及び許可が新設され、それぞれの申請にあたっては特定行政庁（静岡市長）が規則で定める図書を添えることとされたことから、静岡市建築基準法施行細則の一部を改正するものです。

2 改正（案）の内容

- (1) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請（建築基準法第43条第2項第1号）においては、下記の図書を添付しなければならないこととします。

公図写し、付近見取図、土地利用現況図、配置図、各階平面図、
2面以上の立面図、2面以上の断面図

- (2) 一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請（建築基準法第85条第6項）においては、下記の図書を添付しなければならないこととします。

付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、構造図

3 関係法令

建築基準法第43条、第85条

建築基準法施行規則第10条の4、第10条の4の2